

浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和3年6月16日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第120号

浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付要綱（平成26年告示第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 次のいずれにも該当する事業者

ア 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている重度障がい者に対する対象サービスを行うこと。

イ 対象サービスを行う事業所の人員、設備及び運営に関し、市長が定める基準を満たすこと。

ウ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業者にあつては、それぞれの対象サービスを1日当たり6時間以上行うこと。

エ 対象サービスに係る法第29条第1項の指定を受けていること。

オ 本市において対象サービスを行う事業者であること。

(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条第2項の規定による措置を講じられた者その他居宅等において介護を受けることが困難となった者として市長が特に認める者に対し、法第5条第10項に規定する施設入所支援を行う事業者第3条第2項中「前項第5号の規定にかかわらず」を「前項第1号イからエまでのいずれにも該当する事業者が」に改め、「（平成23年法律第79号）」を削り、「事業者」を「場合」に改める。

第4条中「事業所」の次に「又は前条第1項第2号の規定により施設入所支援を行う事業所」を加える。

第6条第5号及び第6号中「対象サービスを行う」を「重度障がい者の支援に当たる」に改める。

第12条第2項中「浦安市重度障がい者支援事業所補助金概算払精算書」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金概算払精算書」に改める。

別表対象サービスを行う事業所の建物の所有権を有するもの又は賃借権を有するものの項区分1の欄中「事業所」の次に「又は第3条第1項第2号の規定により施設入所支援を行う事業所」を加える。

別記第1号様式中「浦安市重度障がい者支援事業所補助金交付申請書」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付申請書」に、「浦安市長様」を「(宛先)浦安市長」に、「浦安市重度障がい者支援事業所補助金の」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金の」に、「を行う事業所」を「又は施設入所支援を行う事業所」に、「対象サービスを行う従業者」を「重度障がい者の支援に当たる従業者」に改める。

別記第3号様式中「浦安市長様」を「(宛先)浦安市長」に改める。

別記第4号様式中「浦安市重度障がい者支援事業所補助金実績報告書」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金実績報告書」に、「浦安市長様」を「(宛先)浦安市長」に、「浦安市重度障がい者支援事業所補助金に」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金に」に改める。

別記第5号様式中「浦安市重度障がい者支援事業所補助金」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金」に改める。

別記第6号様式中「浦安市長様」を「(宛先)浦安市長」に、「浦安市重度障がい者支援事業所補助金」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金」に、「交付決定額」を「交付確定額」に改める。

別記第7号様式中「浦安市長様」を「(宛先)浦安市長」に、「浦安市重度障がい者支援事業所補助金」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金」に改める。

別記第8号様式中「浦安市重度障がい者支援事業所補助金概算払精算書」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金概算払精算書」に、「浦安市長様」を「(宛先)浦安市長」に、「浦安市重度障がい者支援事業所補助金について、浦安市重度障がい者支援事業所補助金交付要綱」を「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金について、浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。